

令和5年度宮城県介護特定技能外国人マッチング支援事業実施業務に係る質問に対する回答

令和5年4月28日

番号	関連箇所	質問内容	回答
1	企画提案 募集要領 第4条(4)	プレゼン資料は20ページとあるが、表示および目次も含めるか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書5 (5)	本事業の広報の方法として、広報誌とあるが、紙面として印刷をしなくてはいけないか。デジタル広報誌として、県内施設へ活動の周知を行っても良いのか。	紙面に限定するものではありませんので、デジタル広報紙を活用いただくことも可能です。普及効果を高める上でより効果的な方法を提案してください。
3	仕様書5 (1)二 別紙	3月29日をもって、参加介護施設への支援は、事業の進捗状況に関らず終了するとなっているが、期間を過ぎて実施するケース(事業取組の広報など)も想定されるが、契約期間中に費用計上が可能か。	委託契約期間は令和6年3月29日までとなりますので、本契約期間内に全ての事業を完了いただく必要があります。よって、3月29日以降に実施した取組に係る費用を本事業の委託費に計上することはできません。なお、事業の進捗状況によりスケジュールが後ろ倒しになった場合等は、県と協議の上、契約期間内に事業を完了できるよう調整願います。
4	仕様書5 (1)へ	「県が決定した介護施設等」の記載について、決定の基準について教えていただきたい。	本事業への参加を希望する介護施設等における受入希望人数の総数が20名を上回った場合で、一の応募者から運営する複数の介護施設等について応募があった場合は、1企業あたり2施設程度を限度とし、参加施設数を絞り込みます。その上で、さらに施設数を絞り込む必要がある場合は、県が別に定める事業参加に際しての同意事項を遵守していることを確認した上で、外国人介護人材の受入れ実績の有無(実績のない介護施設等を優先)、受入意欲、本事業への理解度等を総合的に勘案し、決定します。
5	仕様書4 (2)	募集する特定技能外国人は現地在住者のほか、国内在住者も対象になるか。	現地在住者のみ対象となります。
6	仕様書4	候補者は、特定技能として5年間	本事業の要件を満たす特定技能外国人であ

	(2)	働ける者に限られるか。(例として過去に1年間特定技能として日本で就労経験があり、その後母国に帰国。残りの就労期間が4年間のみ等。)	れば就労期間は問いませんが、宮城県への定着を図る目的から、5年間の就労が可能なら外国人を優先的に募集することが望ましいと考えます。
7	仕様書5 (2)	外国人の募集にあたり、自社サービス(マッチングシステム等)の活用は可能か。	可能ですが、利用者(参加外国人)の混乱を招かぬよう、貴社の既存事業と、本事業との棲み分け(対外への明示)を行っていただく必要がありますので、ご留意ください。
8	仕様書5 (2)チ	現地送り出し機関等を人材供給の提携先として利用した場合、その手数料が国によって異なる場合がある点は問題ないか。また現地から招聘するための手数料(現地の法律やルールに基づく)は別途介護施設側で負担いただくことで問題ないか。	問題ありませんが、現地送り出し機関等によって手数料が異なる旨(金額等)について、本事業に参加する介護施設等に対し、事前に説明をしていただくようお願いいたします。 また、現地から招聘するための手数料について、参加介護施設において負担いただくことについても問題ありませんが、その点についても上記同様、事前に施設側へ説明いただくようお願いいたします。
9	仕様書5 (2)チ	現地送り出し等に日本語教育費用の支払いが必要となる場合、その費用は施設側の負担になるか。	参加介護施設が負担することで問題ありませんが、当該旨及び金額等について、事前に施設側へ説明いただくようお願いいたします。
10	仕様書5 (3)	自社は登録支援機関としての登録があるが、介護施設等に対して自社を紹介し利用してもらうことは可能か。	可能ですが、貴社のみでの紹介は認められませんので、貴社を含む複数の登録支援機関を介護施設に提示の上、施設側が選択できる方法をとっていただくようお願いいたします。
11	仕様書5 (1)ト	説明会後の相談窓口設置は、仙台市内等に対面の窓口を必ず設置する必要があるか、もしくはオンラインでの窓口設置でも問題ないか。また現地の窓口を設置する場合は、期間はいつまでを想定しているか。	相談窓口については、対面・オンラインいずれの方法での設置も可能ですが、介護施設の相談に対し、滞りなく対応できる体制の構築をお願いします。 また、現地窓口の設置は想定しておりませんが、設置をする場合は、参加希望特定技能外国人の募集期間中については、少なくとも設置いただく必要があると考えます。
12	企画提案	プレゼンテーション審査を行う際	提案書に記載されていない内容については

	募集要領 第7条 5	に音声付き動画の再生は可能か。	説明できませんので、提案書の内容を補足する目的としてのみ、可能とします。なお、その際は、事前に当課（事務局）までご連絡願います。
13	仕様書 5 (2) ロ	当該事業における特定技能1号介護人材の国籍は、原則ベトナム、インドネシア、ミャンマーとされているが、介護事業者側から希望があった場合のみ上記3か国以外の国籍の人材の紹介を提案しても良い。つまり、弊社からの上記3か国以外の案内、推薦は原則不可か。もしくは、情報提供として3か国以外の案内をするのは構わないか。あくまでも受け入れる人材の国を選ぶのは参加する介護事業者である前提で。	募集対象は原則ベトナム、インドネシア、ミャンマー出身の外国人となりますので、上記3か国について紹介をいただいた上で、なお介護施設から他国に関する希望があった場合は、上記3か国以外の案内をしていただくようお願いいたします。 ただし、事業の周知（参加介護施設の募集）に際し、「募集対象は原則ベトナム、インドネシア、ミャンマー出身の外国人となるが、希望があれば他国（例〇〇、〇〇）についても対応可能」といった案内を出していただくことについては支障ありません。
14	仕様書 5 (2) ホ	当該事業でマッチングを行う1号特定技能外国人の人数上限は20名とされているが、その中におけるベトナム、インドネシア、ミャンマーの割合は必ずしも平等な割合（6～7名ずつ）にならなくてもよいのか。当該事業に参加する介護事業者の希望により3か国のうち1か国もしくは、2か国に偏るといった結果になっても構わないか。	平等な割合にさせていただく必要はありませんので、参加介護施設の希望により、マッチングの結果が特定（又は2つ）の国に偏った結果となっても、支障ありません。
15	仕様書 5 (2) ヘ、ト	募集した1号特定技能外国人候補者と募集した介護施設との面接会は対面、オンラインどちらの方式でも可能とされているが、今回の候補者の対象となるのは国外居住者であるため、対面を希望する介護施設には候補者の居住する国へ渡航してもらう形での対面面接実施となるのか。また、面接会のための渡航にかかる費用は、当該事	面接会について、参加介護施設が対面形式での実施を希望した場合であって、受託者において会場・機材等の調整が可能な場合は、現地での対面形式での実施も可能です。現地面接会参加に係る費用については、参加介護施設の負担によるものとなりますが、当該旨について、事前に参加介護施設に説明をお願いします。

		業の予算から拠出すべきか。もしくは、介護事業者それぞれに負担していただいて良いのか。	
16	仕様書 5 (3)	1号特定技能外国人の雇用に必要となる支援に関しては、当該事業の参加介護事業者には弊社の登録支援機関をご利用いただく前提で1号特定技能人材の導入を進めて構わないか。それとも、当該事業はあくまでもマッチング支援までであり、その後の支援については別途、支援委託の有無、また登録支援機関の選定など参加介護事業者各自で検討してもらうことになるのか。	仕様書 5 (3) に記載のとおり、登録支援機関の代行又は紹介が不要な場合を除き、参加介護施設の希望に応じた登録支援機関の紹介を行っていただきます。なお、貴社のみでの紹介は認められませんので、貴社を含む複数の登録支援機関を介護施設に提示の上、施設側が選択できる方法をとっていただくようお願いいたします。
17	仕様書 5 (3)	質問 16 に付随して、弊社を登録支援機関として利用いただく場合は本事業予算外となり、有料でサービスをご利用いただくという理解でよいか。	お見込みのとおりです。貴社以外の登録支援機関を利用する場合も同様に、サービス利用料については参加介護施設の負担となります。